創業助成金」に改め、「、介護人材確保対象被保険者（第百十八条第一項の介護基盤人材確保等助成金又は介護未経験者確保等助成金の対象となる被保険者をいう。以下同じ。）」を削り、「又は難治性疾患患者雇用開発助成金」を「、難治性疾患患者雇用開発助成金又は精神障害者雇用安定奨励金」に、「若しくは緊急就職支援者雇用開発助成金」を「、当該雇い入れられている受給資格者創業支援対象被保険者に係る受給資格者創業支援助成金」に、「地域求職者雇用奨励金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、雇用創造先導的創業等奨励金若しくは地域貢献活動雇用拡大助成金」を「沖縄若年者雇用促進奨励金若しくは地域再生中小企業創業助成金」に改め、「、当該雇い入れられている介護人材確保対象被保険者に係る介護基盤人材確保等助成金若しくは介護未経験者確保等助成金」を削り、「若しくは難治性疾患患者雇用開発助成金」を「、難治性疾患患者雇用開発助成金若しくは精神障害者雇用安定奨励金」に改め、「特定就職支援対象被保険者」の下に「受給資格者創業支援対象被保険者」を加え、「、介護人材確保対象被保険者又は」を「又は」に改め、同条第七項中「緊急就職支援者雇用開発助成金、地域求職者雇用奨励金」を「受給資格者創業支援助成金」に改め、「、雇用創造先導的創業等奨励金、地域貢献活動雇用拡大助成金」及び「、介護基盤人材確保等助成金、介護未経験者確保等助成金」を削り、「又は難治性疾患患者雇用開発助成金」を「、難治性疾患患者雇用開発助成金又は精神障害者雇用安定奨励金」に改める。

第百二条の五第二項第三号中「七千円」を「四千円（中小企業事業主にあつては、七千円）」に、「二十一万円」を「十二万円（中小企業事業主にあつては、二十一万円）」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「該当する事業主」を「（中小企業事業主に限る。）又は第三号に該当する中小企業事業主」に改め、同項第二号中「事業主」を「中小企業事業主」に改め、同項第三号中「三分の一（中小企業事業主にあつては二分の一）」を「二分の一」に、「二十万円（中小企業事業主にあつては三十万円）」を「四十万円」に改め、同条第五項中「事業主」を「中小企業事業主」に改める。

第百四条第一項中「高年齢者雇用モデル企業助成金」を「高年齢者職域拡大等助成金」に改め、同条第二項第一号イ(2)(i)中「七十歳」を「六十五歳」に改め、同(2)(ii)を削り、同(2)(iii)中「七十歳」を「六十五歳」に改め、同(2)(iii)を同(2)(ii)とし、同イ(3)中「若しくは(ii)」を削り、同号ニ中「雇用される」を「雇用されている」に改め、同項第二号の表上欄中「及び(iii)の制度」を「又は(ii)の制度（希望者を七十歳以上の年齢まで雇用する制度に限る。）」に、「による同号イ(2)(ii)の制度」を「による同号イ(2)(i)若しくは(ii)の制度（希望者を七十歳以上の年齢まで雇用する制度を除く。）」に、「又は同号イ(2)(ii)の制度」を「又は同号イ(2)(i)の制度（希望者を七十歳以上の年齢まで雇用する制度を除く。）」に改め、「若しくは同号イ(2)(i)の制度」の下に「（希望者を七十歳以上の年齢まで雇用する制度に限る。）」を加え、同表備考中一から三までを削り、同表備考四中「(iii)の制度」を「(ii)の制度（希望者を七十歳以上の年齢まで雇用する制度に限る。）」に、「雇用される」を「雇用されている」に改め、同表備考四を同表備考一とし、同表備考五中「制度」の下に「（希望者を七十歳以上の年齢まで雇用する制度に限る。）」を加え、「雇用される」を「雇用されている」に改め、同表備考五を同表備考二とし、同条第四項各号列記以外の部分中「高年齢者雇用モデル企業助成金」を「高年齢者職域拡大等助成金」に改め、同項第一号イ中「処遇の改善又は高年齢者を積極的に雇用する取組」を「雇用管理制度の整備その他これに準ずる」に改め、同号ロ(1)(i)中「により」を「による」に、「取組」を「職場又は職務の創設」に改め、同(1)(ii)中「改善」の下に「による既存の職場又は職務における高年齢者の就労の拡大」を加え、同(1)(iii)を削り、同ロ(2)及び(3)を次のように改める。

(2)　高年齢者の就労を拡大するための能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間制度等の雇用管理制度の見直し又は導入

(3)　(1)又は(2)の措置に準ずる措置であつて、高年齢者の安定した雇用の確保のために必要と認められるもの

第百四条第四項第一号ハ中「ロ(1)又は(2)の措置を実施した事業主にあつては、」、「(1)又は(2)の」及び「、ロ(3)の措置を実施した事業主にあつては、次の(3)に該当する事業主」を削り、同ハ(1)中「及び(iii)の制度を」を「若しくは(ii)の制度（希望者を七十歳以上の年齢まで雇用する制度に限る。）を」に、「若しくは事業所」を「又は事業所」に、「同(2)(i)及び(iii)の制度の」を「同(2)(i)又は(ii)の制度の」に、「六十五歳以上までの定年の引上げ又は希望者を再雇用等により引き続き六十五歳以上の年齢まで当該希望者を雇用する事業主が雇用する制度にも該当するもの」を「制度の対象となる被保険者を七十歳以上の年齢まで雇用する制度」に改め、「（以下この号において「七十歳雇用確保措置実施事業主」という。）又は労働協約若しくは就業規則その他これに準ずるものにより、同(2)(i)の制度を有する法人等、基準設定継続雇用制度を有する法人等（同(2)(iii)の制度を有する法人等を除く。）、七十歳以上までの定年の定めをする法人等若しくは定年の定めのない法人等の設立を行つた事業主（以下この号において「七十歳雇用法人等設立事業主」という。）」を削り、同号ハ(2)中「第二項第一号イ(2)(ii)」を「定年の定めの廃止又は第二項第一号イ(2)(i)又は(ii)」に改め、「（以下この号において「六十五歳安定雇用確保措置実施事業主」という。）又は労働協約若しくは就業規則その他これに準ずるものにより、同(2)(ii)の制度を有する法人等の設立を行つた事業主（以下この号において「六十五歳安定雇用法人等設立事業主」という。）」を削り、同ハ(3)を次のように改める。

(3)　労働協約若しくは就業規則その他これに準ずるものにより、第二項第一号イ(2)(i)の制度（希望者を七十歳以上の年齢まで雇用する制度に限る。）を有する法人等、基準設定継続雇用制度（同(2)(ii)の制度を除く。）（定年が六十五歳未満である場合は、希望者を六十五歳以上の年齢まで雇用する制度に限る。）を有する法人等、七十歳以上までの定年の定めをする法人等又は定年の定めのない法人等の設立を行つた事業主であること。

第百四条第四項第一号ニ中「七十歳雇用確保措置実施事業主、六十五歳安定雇用確保措置実施事業主又は六十五歳雇用確保措置実施事業主に該当する場合にあつては、当該措置実施事業主」を「ハに掲げる事業主」に改め、同号ホ中「高年齢者雇用モデル企業助成金」を「高年齢者職域拡大等助成金」に改め、同号ホ(1)及び(2)を次のように改める。

(1)　当該事業主に一年以上継続して雇用される者であつて六十歳以上の被保険者（ハ(3)に該当する場合にあつては、当該事業主に雇用される者（当該事業主に継続して一年以上雇用されることが見込まれる者に限る。）であつて六十歳以上六十五歳未満の被保険者又は六十五歳以上の者）が一人以上いること。

(2)　ハ(3)に該当する場合にあつては、当該事業主に雇用される者（当該事業主に継続して一年以上雇用されることが見込まれる者に限る。）に占める五十五歳以上の者の割合が三分の二以上であること。

第百四条第四項第一号ホ(3)及び(4)を削り、同項第二号イからニまで以外の部分を次のように改める。

二　次に掲げる費用（人件費を除く。）の額の合計額の三分の一に相当する額（高年齢者職域拡大等助成金の支給申請を行つた日の前日において当該事業主に一年以上継続して雇用されている者であつて五十五歳以上の被保険者（前号ハ(3)に該当する場合にあつては、当該事業主に雇用されている者（当該事業主に継続して一年以上雇用されることが見込まれる者に限る。）のうち五十五歳以上の被保険者及び被保険者でない六十五歳以上の者）の数に十万円（同ハ(1)及び(2)のいずれにも該当する場合にあつては二十万円）を乗じて得た額又は五百万円のいずれか低い額を超えるときは、当該いずれか低い額

第百四条第五項第一号ロ中「が確保措置」を「が高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九条第一項に基づく高年齢者雇用確保措置（以下この号において「確保措置」という。）」に改め、同項第二号ロ(2)中「の制度」の下に「（対象者を七十歳以上の年齢まで雇用する制度に限る。）」を加える。

第百十条第一項中「、緊急就職支援者雇用開発助成金」を削り、同条第三項中「第百十八条第十項」を削り、同条第六項第一号中「重度身体障害者」の下に「（以下単に「重度身体障害者」という。）」を加え、同項第二号中「重度知的障害者」の下に「（以下単に「重度知的障害者」という。）」を加え、同条第七項及び第八項を削り、同条第九項を同条第七項とし、同条第十項を同条第八項とする。